

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画（案）について

計画策定の趣旨

本計画は、

- ・「瀬戸内海環境保全特別措置法」における基本理念
 （瀬戸内海を多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、
 瀬戸内海の環境を保全しなければならないこと）
- ・平成 27 年 2 月に変更された国の「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めるものです。

計画の期間

本計画の期間は概ね 10 年としています。また、概ね 5 年ごとに、計画に基づく施策の進捗状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。

計画の目標

・大阪湾のゾーニング

大阪湾は、海域によって水質の状況や生物の生息環境、沿岸の陸域の利用状況等が大きく異なっており、環境の保全・再生・創出に向けた課題も海域によって大きく異なります。本計画では、このことを勘案して、大阪湾を 3 つのゾーンに区分し、基本的な施策ごとに重点的に取り組むゾーンを明らかにして、きめ細かく取組を推進することとしています。



大阪湾のゾーニング

・環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

- ・多様な生物を育む場が確保されている
- ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている
- ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている

という多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現していることを掲げています。

・個別目標

将来像の実現に向け、4 つの個別目標を掲げています。

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出 | (2) 水質の保全及び管理 |
| (3) 都市の魅力を高める潤い・安心の創出と
自然景観及び文化的景観の保全 | (4) 水産資源の持続的な利用の確保 |

目標達成のための基本的な施策

4 つの個別目標ごとに、目標達成のために取り組む基本的な施策と、その施策を重点的に進めるゾーンを示しています。これらの施策のうち、

- ・湾奥部における生物が生息しやすい場の創出
- ・湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた取組の推進

など、将来像の実現に向け、新たに取り組む施策やこれまでの取組をさらに強化する施策について明らかにしています。

計画の推進

庁内関係部局はもとより、国や関係府県、市町村、事業者、NPO 等との情報共有・連携により円滑な推進を図ることとしています。

また、可能な限り定量的な指標を用いて、取組の進捗状況を点検することとしています。

第7次でC値の範囲の下限値を採用していない業種区分

COD	業種等の区分	C等の区分	第7次におけるC値の範囲		府7次C値
			下限	上限	
	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）【400㎡未満】	C co	80	120	90
	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの【400㎡未満】	C co	50	100	80
	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの【400㎡未満】	C co	50	100	90
	【400㎡以上】	C co	50	100	70
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C co	40	60	50
	窒素質・りん酸質肥料製造業	C co	30	50	40
	石けん・合成洗剤製造業	C co	10	20	15
	伸線業	C co	10	25	25
		C ci	10	20	15
	非鉄金属製造業	C co	10	30	15
	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）【400㎡未満】	C co	10	30	15
	【400㎡以上】	C co	10	30	15
	一般機械器具製造業【400㎡未満】	C co	10	30	25
		C ci	10	20	20
	電子回路製造業	C co	20	40	25
		C co	10	30	15
	備考（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては）	C ci	10	30	15
		C cj	10	30	15
	リネンサプライ業【400㎡未満】	C co	40	60	50
	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）【400㎡未満】	C co	40	60	50
		C co	10	40	25
	備考（整理番号221の項の第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C ci	10	40	25
		C cj	10	40	25
	備考（単独処理浄化槽にあつては）	C co	30	70	40
		C co	10	50	25
	備考（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C ci	10	50	20
		C cj	10	40	15
	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	C co	20	50	25
		C co	10	120	20
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	C ci	10	90	20
		C cj	10	90	20
		C co	10	120	20
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	C ci	10	90	15
		C cj	10	90	15
		C co	10	120	20
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 共同処理場	C ci	10	90	20
		C co	10	120	60
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 400㎡未満の指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C ci	10	90	30
		C cj	10	90	30
		C co	10	120	40
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 400㎡以上の指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C ci	10	90	30
		C cj	10	90	30
		C co	10	120	40
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	C ci	10	90	20
		C cj	10	90	20

注）第8次の総量規制基準の設定方法に関する答申において変更されている数値については、 で示している。

窒素	乳製品製造業	C no	15	30	20
	水産食品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	C no	25	50	40
	豆腐・油揚げ製造業	C no	20	40	25
	繊維工業で綿紡繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C no	15	25	25
	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C no	10	30	25
	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C no	20	30	25
	備考（アンモニア製造工程にあつては）	C no	40	120	120
	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	C no	20	50	25
		C ni	10	40	25
	備考（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては）	C no	50	5300	5300
	備考（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては）	C no	50	120	100
	備考（窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては）	C no	45	120	60
		C ni	20	40	40
	備考（青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては）	C no	300	1800	1800
	プラスチック製造業	C no	10	25	15
	備考（メラミン製造工程にあつては）	C no	850	1500	1100
	コークス製造業	C no	500	950	600
	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	C no	15	40	35
	下水道業	C no	10	40	25
	備考（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては）	C no	10	20	15
	備考（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては）	C no	10	60	25
	飲食店	C ni	10	30	20
	宿泊業	C no	25	45	30
		C ni	15	30	20
	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	C ni	10	20	15
	病院	C no	25	60	35
		C ni	15	25	20
	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。）【200㎡未満】	C no	20	60	40
		C ni	10	40	20
	【200㎡以上500㎡未満】	C no	20	60	30
		C ni	10	40	15
	【500㎡以上】	C no	20	60	30
	【単独処理浄化槽】	C no	20	60	60
	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	C no	20	60	40
		C ni	10	50	20
	備考（整理番号222の項の第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C ni	10	40	20
		C no	20	60	60
	【単独処理浄化槽】	C ni	10	50	20
	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	C no	20	60	30
	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	C no	20	35	35
整理番号2の項から前項までに分類されないもの 共同処理場	C no	10	60	15	
整理番号2の項から前項までに分類されないもの 指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C no	10	60	40	
整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	C no	10	60	25	
りん	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	C po	3	7.5	4
	植物油脂製造業	C po	2.5	6	3
	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	C po	2	5.5	4
	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C po	1.5	4	2
	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	C po	2	5	4
	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	C po	1	2.5	1.5
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C po	1.5	3.5	2
	プラスチック製造業	C po	1	3	2
	医薬品原薬・製剤製造業	C po	1.5	6	2.5
	引抜鋼管製造業	C po	1.5	2.5	2
	非鉄金属製造業	C po	1	2	1.5

一般機械器具製造業	C po	1.5	3	2
輸送用機械器具製造業	C po	1	4	2
下水道業	C po	1	4	2
備考（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては）	C po	1	8	3
飲食店	C po	3	5.5	4
宿泊業	C po	3	5	4
洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	C po	2.5	7	4.5
病院	C po	3	5	4
し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。）【500㎡未満】	C po	2	8	4
備考（整理番号221の項の第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C po	1	3	2
備考（単独処理浄化槽にあつては）	C po	2	8	8
し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	C po	2	8	4.5
	C pi	1	5	2
備考（整理番号222の項の第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C po	1	3.5	2
備考（単独処理浄化槽にあつては）	C po	2	8	8
試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	C po	1.5	4.5	4
	C pi	1	3	2
整理番号2の項から前項までに分類されないもの 指定地域内事業場のし尿又は雑排水	C po	1	8	4
整理番号2の項から前項までに分類されないもの 以上に分類されないもの	C po	1	8	3.5